

6 都市防災

(1) 都市防災の基本的な考え方

災害に強い都市づくりの推進

いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命や財産、公共施設などに致命的な被害を負わず、また、迅速に復旧・復興ができるよう、災害を防ぐ「防災」対策と被害を最小化する「減災」対策とともに、事前に災害時や被災後の復興に向けて準備をしておく「備え」の観点から、ハード・ソフトの対策を適切に組み合わせた総合的な取組により、災害に強い都市づくりを推進します。その際、コンパクトな都市づくりとの連携とグリーンインフラの活用により、効果的・効率的な都市づくりを推進します。

防災・減災対策としては、ライフラインの強化、都市基盤の整備・機能の充実、建築物の不燃化・耐震化の促進、総合的な津波対策、治山治水対策などのハード対策と、災害リスクを考慮した適正な土地利用の規制誘導や防災情報の提供などのソフト対策を適切に組み合わせた効果的な取組を推進します。

また、災害時の円滑な避難活動や救助・救援活動、復旧・復興活動の確保に加えて、平時における有効活用の観点も踏まえて、防災拠点や緊急輸送路、避難地、避難路の整備を推進するとともに、被災後に迅速な復旧・復興が図られるよう事前準備の取組を推進します。

(2) 都市防災の基本方針

方針1 火災・地震・津波に強い都市づくりの推進

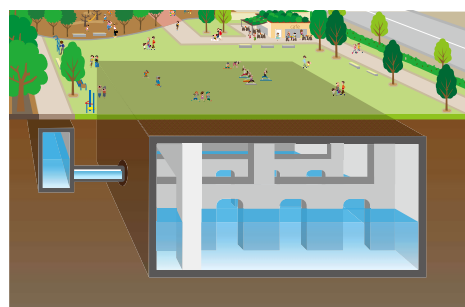
- 高密度な土地利用を誘導する商業・業務地や木造建築物が多く出火の危険性が高い地域などでは、防火地域・準防火地域の指定により市街地の不燃化を促進します。また、広範囲に延焼のおそれがある地域では、幹線道路の整備と沿道の防火地域・準防火地域の指定などにより延焼遮断帯を形成し、燃え広がりにくい市街地を形成します。
- 建物倒壊や延焼火災の危険性が高い市街地のうち、歩いて暮らせる居住地では市街地開発事業などによる安全性の高い都市空間の整備と都市施設の充実、また、周辺居住地では地区計画の活用によるオープンスペースの確保などにより、都市の防災性を向上させます。
- 公共建築物の耐震化を積極的に推進するとともに、その他の建築物についても耐震診断や耐震補強工事の補助などの支援により、建築物の耐震化を促進します。
- 宅地の耐震化を推進するため、大規模盛土造成地の分布状況調査の結果公表による周知や、災害防止対策の実施など、必要な対策について検討します。

- 浜名湖や遠州灘に面している区域は、港湾、護岸、防潮堤などの整備により津波対策を推進するとともに、津波浸水のおそれのある地域における適正な土地利用の誘導や津波避難場所の確保を推進します。
- 災害時におけるきめ細かな災害情報の発信や平時からの防災情報の提供を行うとともに、避難訓練の実施などを促進します。



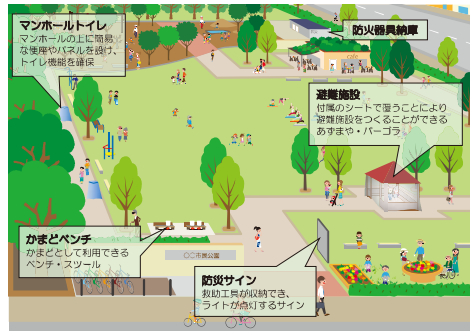
方針2 風水害に強い都市づくりの推進

- 一級河川や二級河川の積極的な改修を促進するとともに、準用河川や普通河川、排水ポンプ場の改修を計画的に推進します。
- 一定規模以上の開発行為における雨水調整池の設置や雨水貯留浸透施設の設置、透水性舗装の推進などにより、雨水流出量を抑制します。
- 洪水調整機能のある山林や水田を保全・整備します。また、保水機能の維持のため、開発許可制度の見直しにより湛水域の宅地化を制限します。
- 下水道における浸水対策として、河川事業や市街地開発事業などと連携して雨水排水施設の整備を推進します。
- 市街地の浸水被害のおそれがある地域では、各種ハザード情報や土地利用状況、施設の分布状況などを踏まえたリスク評価と、都市構造の重要性に応じた効果的な対策を検討します。
- 市街地外の浸水被害のおそれがある地域では、コンパクトな都市づくりと連携して、都市機能や居住を制限するなど、災害リスクを考慮した適正な土地利用を推進します。
- 土砂災害が予想される区域を明らかにし、警戒避難体制を整備するとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地について特定の開発行為を制限するなど、適正な土地利用規制による土砂災害対策を推進します。
- 防災林造成、急傾斜地崩壊防止施設、砂防施設及び地すべり防止施設などの整備促進により、土砂災害対策を推進します。
- 災害時においてきめ細かな災害情報を発信するとともに、平時から防災情報を提供します。



方針3 災害時の安全性の確保

- 災害時に緊急に避難する場所となる広域的又は一時的な避難地の機能を有する公園や、災害時における復旧・復興活動の拠点となる公園などは、それぞれの機能が発揮されるよう必要な施設・設備を備えるとともに、平時における市民の憩いの場などの利活用の観点も踏まえた公園整備を推進します。



- 災害時における市民などの迅速な避難、人命救助や支援物資の輸送、復旧・復興活動などが円滑にできるように、緊急輸送路や避難路となる幹線道路の整備を推進します。
- 災害時における緊急輸送路及び避難路の道路機能を確保するため、主要幹線道路を補完しあえる道路ネットワークの形成や無電柱化、橋梁の耐震化などを推進します。
- 上下水道の耐震性を向上させるとともに、電気、通信、ガスなどについては、事業者に積極的な対応の働きかけを行うことによりライフラインの強化を図り、災害時における都市機能を確保します。また、公共施設や民間施設での再生可能エネルギーや自立・分散型電源の導入を促進し、災害時におけるエネルギー源の確保に努めます。
- 都心では、帰宅困難者対策として、民間施設と連携した一時滞在施設の確保、物資や燃料の備蓄などを進めます。

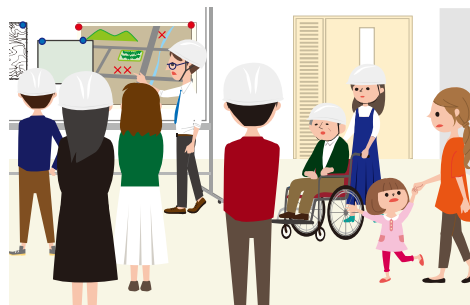
方針4 復興都市づくりに向けた事前準備

- 東日本大震災をはじめ過去の災害からの復興都市づくりの課題・教訓を踏まえ、被災後に早期かつ的確に復興都市づくりに着手できるよう、復興体制や手順の事前検討など、復興事前準備を推進します。



方針5 自助・共助・公助による地域防災力の向上

- ハザードマップを作成し、市民や事業者などに災害リスクへの理解を促すとともに、災害に対する意識を高めることで地域防災力を向上させるなど、自助・共助・公助の取組により、地域防災力の高い都市づくりを推進します。



序

1

2

3

第4章

5

6

分野別の方針